

徳島県規則第二十一号

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年徳島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「書類を」を「書類（運輸施設に関する公園事業にあつては、第四号に掲げる書類を除く。）を」に改め、同項に次の一号を加える。

七 その他知事が必要と認める書類

第十七条第十一号の十中「設備を」を「工作物（その色彩が当該電柱の色彩と同等と認められない電柱の支柱を除く。）を新築し、」に改め、同条第十一号の十三中「防除」の下に「若しくは当該防除に係る調査」を加え、同条第十一号の十五中「ために」を「目的で、」に、「又は当該」を「当該」に改め、同条第二十四号中「こと」の下に「（正当な理由がなくてこれらの行為を行う場合を除く。）」を加え、同条第二十七号中「森林」の下に「牧野、草原若しくは農地」を加え、同条第二十七号の二の二中「防除」の下に「又は当該防除に係る調査」を加え、同条第三十号の二十八中「第三条」を「第三条第一項」に改め、「同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は」を削り、「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「が当該」を「同法第二十二条第一項の規定により一般不定期航路事業の登録を受けた者又は同法第二十三条第一項の規定により貨物専用不定期航路事業の届出をした者がこれらの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号。以下「改正法」という。）附則第三条第二項の規定により引き続き同条第一項に規定する小型船舶旅客不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を改正法第三条の規定（改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「新海上運送法」という。）第二十一条第一項の許可を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第三十号の二十八に係る部分に限る。）の規定を適用する。

3 改正法附則第六条第五項の規定により引き続き改正法第三条の規定による改正前の海上運送法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業を営むことができる場合においては、その者を新海上運送法第二十二条第一項の登録を受けた者とみなして、改正後の第十七条（第三十号の二十八に係る部分に限る。）の規定を適用する。